
イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の概観と比較法的示唆

早稲田大学 中村 信男

1. 本報告の対象

本報告はイギリス保険契約法に関する比較法的研究の一端として、イギリス保険法改正プロジェクトの一環で本年5月8日に成立した2012年消費者保険（告知・表示）法を概観し、わが国の保険法制への示唆を得ようとするものである。

2. 2012年消費者保険（告知・表示）法の制度的背景と射程

イギリス保険法は、18世紀・19世紀に形成されたコモンローを基礎にしつつ、その一部が1906年海上保険法として法典化されているが、裁判所は、同法があらゆる形態の保険契約に適用されるとする立場をとり続けてきた。そのため、保険契約者が消費者である保険契約（以下、消費者保険契約）にも、コモンローや1906年法の規律が同様に適用され、消費者に酷な結果をもたらしてきた。

第1に、イギリス法上保険契約申込者は一切の重要事実を自ら告知する義務を負う（最高善意の契約）（同法17条、18条1項）が、消費者保険契約では消費者が当該義務を認識していないとか、告知すべき事項の範囲等が判然としないため、既存の保険法理は消費者が履行できない義務を課すものと指摘されてきた。

第2に、保険契約の締結に際し保険契約申込者等が保険者に行った一切の重要な表示は真実でなければならないが（同法20条1項）、それが真実でなかったときは、当該表示を行った保険契約申込者が誠実かつ合理的に行動したとしても、真実表示義務違反とされる。

第3に、これらの義務の違反が認められると、保険者は、保険契約を取消し、保険金の支払いを一切拒絶することができる（同法18条1項・20条1項）。そのため、上記2つの義務が消費者に過重な義務となっていたものである。

第4に、イギリスでは、消費者保険契約でも、保険契約申込者が行うすべての告知等が正確であることを保証する条項（warranty）が挿入された場合は、当該表示が危険測定上重要か否かを問わず、保険契約申込者がwarrantyの義務を履行することを要し、その者がこれに違反したときは、保険者は保険契約を取消すこ

とができる。そのため、この契約条項が消費者に不意打ちを与えてきたことから、運用面はもとよりルールとして迅速な是正が求められてきた。

3. 2012年消費者保険（告知・表示）法の規律の概要

2012年消費者保険（告知・表示）法は、対象となる消費者保険契約を定義した上で、第1に、消費者が保険契約締結の前に保険者に対して不実の表示を行わないようにする合理的注意を払う義務を負う旨を定めること（最高善意契約性の修正）で（同法2条2項）、過失の有無を問わず不実告知・不実表示について契約の全部取消を許してきた既存の保険法理を変更する。

第2に、当該義務の違反の場合の効果についても、保険契約申込者である消費者の主観的事情を、悪意またはそれに準ずる場合と、不注意（過失）の場合に分け、前者の場合は、保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険料返還義務の免除を保険者に認める一方、後者の場合は、虚偽の告知等がなければ保険者がどのように対応したかによって、法効果を、保険契約の取消と保険金請求全部の拒絶、保険契約の条件の変更、支払保険金の減額にきめ細かに区別する（同法4条・5条、第1附則2条～8条）。

第3に、消費者保険契約では、warranty義務を保険契約（申込）者に負わせることができないものとし（同法6条）、不意打ち防止措置を講じている。

4. イギリス2012年消費者保険（告知・表示）法の意義とわが国への示唆

2012年消費者保険（告知・表示）法は、第1に、保険法体系として消費者保険と企業保険とで規律を区分し、第2に、告知義務違反に対する保険者の対応として保険契約申込者の主観的事情に応じた取扱いを導入する。第1の点は、保険法において明文上、家計保険と企業保険に規律上の差異を設けていないわが国の保険法制に対し再考の契機となるものと思われるが、第2の点についても、プロ・ラタ主義の採用を見送ったわが国保険法制にとって、改めて告知義務違反の効果を検討する必要があることを示唆するものといえるではなからうか。

イギリスでは現在も保険契約法改正プロジェクトが進行中であり、その動向は、わが国の保険契約に関連する比較法的研究のテーマとして引き続き注目に値するものであろう。本報告がその一助となれば幸いである。